

自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用） 新旧対照表
 （変更箇所 赤字下線部分）

新	旧
<p>自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）</p> <p>2. 申込方法</p> <p>(1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印（証券取引口座のお届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の本支店<u>または出張所</u>（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって行うものとし、当金庫が承諾した場合に限り契約を締結することができます。</p> <p>3. 金銭の払込</p> <p>お客様は、個別商品の買付けにあてるための金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができ、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものいたします。</p> <p>なお、個別商品の払込金の単位等は<u>目論見書補完書面</u>に定めるものいたします。</p> <p>4. 買付時期および価額</p> <p>(3) 上記(1)の買付申込みがあったときの払込金は、買付金額（買付価額に買付口数を乗じたもの）に当金庫の目論見書補完書面<u>に記載された当該投資信託の</u>手数料および消費税を加えた金額といたします。</p> <p>6. 返 還</p> <p>当金庫は、この契約により買付けた個別商品について、お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、返還の請求は所定の手続きによってこれを行うものとし、当該請求のあった個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額に基づき換金し、<u>当金庫の目論見書に記載された当該投資信託の手数料</u>と手数料にかかる消費税、投資信託の目論見書に記載された<u>当該投資信託の</u>信託財産留保額信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭の引渡しをもって返還にかえるものとし、</p> <p>ただし、当該個別商品の目論見書に注文停止日が定められている場合は、注文停止日には返還申込のお取扱いはできません。</p>	<p>自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）</p> <p>2. 申込方法</p> <p>(1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印（証券取引口座のお届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の本支店<u>（追加）</u>（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって行うものとし、当金庫が承諾した場合に限り契約を締結することができます。</p> <p>3. 金銭の払込</p> <p>お客様は、個別商品の買付けにあてるための金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができ、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものいたします。</p> <p>なお、個別商品の払込金の単位等は<u>当金庫が</u>定めるものいたします。</p> <p>4. 買付時期および価額</p> <p>(3) 上記(1)の買付申込みがあったときの払込金は、買付金額（買付価額に買付口数を乗じたもの）に当金庫の目論見書補完書面<u>（投資信託）に記載された</u>手数料および消費税を加えた金額といたします。</p> <p>6. 返 還</p> <p>当金庫は、この契約により買付けた個別商品について、お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、返還の請求は所定の手続きによってこれを行うものとし、当該請求のあった個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額に基づき換金し、<u>所定の手数料</u>と手数料にかかる消費税、投資信託の目論見書に記載された<u>（追加）</u>信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭の引渡しをもって返還にかえるものとし、</p> <p>ただし、当該個別商品の目論見書に注文停止日が定められている場合は、注文停止日には返還申込のお取扱いはできません。</p>

<p><u>7. 定期引出</u> <u>お客様は、当金庫所定の個別商品については、上記5.の収益分配金の再投資を停止し、返還を受ける契約を当金庫と締結することができます。</u></p> <p><u>8. 解 約</u> (省略)</p> <p>(2) この契約が解約されたとき、当金庫は、遅滞なく個別商品を<u>上記6.</u>に準じて取扱店において、お客様に返還いたします。</p> <p><u>9. 申込事項等の変更</u> (省略)</p> <p><u>10. そ の 他</u></p> <p>(2) 当金庫は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>③ 金銭を<u>証券</u>取引約款に定める指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害</p> <p><u>11. 約款の変更</u> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2024年 1月改定)</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>7. 解 約</u> (省略)</p> <p>(2) この契約が解約されたとき、当金庫は、遅滞なく個別商品を<u>(追加)6.</u>に準じて取扱店において、お客様に返還いたします。</p> <p><u>8. 申込事項等の変更</u> (省略)</p> <p><u>9. そ の 他</u></p> <p>(2) 当金庫は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>③ 金銭を<u>投信</u>取引約款に定める指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害</p> <p><u>(3) (削除)</u> <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2020年 4月 制定)</u></p>
--	---